VOC排出抑制に関する今後の取組について

平成24年3月26日経済産業省

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を改善するため、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、法規制と産業界における自主的取組を適切に組み合わせたVOC排出抑制制度が平成18年4月から施行された。同法附則では法施行から5年後の見直し規定があり、中央環境審議会の意見具申に基づき、VOCの排出量を平成22年度までに平成12年度比で3割程度削減することを目標としてVOC排出抑制対策が進められてきたところである。

自主的取組の開始当初である平成17年度、30団体であった自主行動計画への参加団体数は着実に増え、平成22年度は43団体となった。このように参加団体の幅の広がりに加え、各業界においては、それぞれの業界の特性に応じた柔軟な取組を進めた結果、平成22年度の排出量は平成12年度比で約56%の削減となっている。また、環境省の「揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ検討会」の報告によると、全国の平成21年度の排出量についても平成12年度比で約42%削減されており、平成22年度はさらに削減が進む見込みである。以上のようにVOC排出量が順調に削減されたことは、取組主体である産業界の努力によるところが大きい。

自主行動計画への参加団体等に対し、今後の取組内容を示す必要があるところ、上記のような状況を鑑みれば、昨年度の産業環境リスク対策合同ワーキンググループ(第9回)において議論された平成23年度以降の取組の方針、及び「平成22年度次期VOC対策のあり方検討ワーキンググループ報告」に示された方針のとおり、その内容としては以下のとおりとすることが適当と考えられる。

1. 削減目標等について

新たな削減のための数値目標は設定しない。附則に基づく制度の見直しについては特段の必要性は認められず、引き続き、法規制と自主的取組を組み合わせた現在の VOC 排出抑制制度を継続する。

2. 排出状況のフォローアップについて

引き続き、業界団体毎の自主行動計画及び実績報告の枠組みを活用し、平成23年度以降の排出状況についても、産業環境リスク対策合同ワーキンググループにおいてフォローアップを行う。

¹ 制度の見直しについては、今春以降、中央環境審議会において正式に議論される予定